

平和中学校いじめ防止基本方針（R7）

1 いじめ防止についての基本的な考え

（１）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行う。

（２）いじめの定義

その子どもが、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているとき。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うこととする。

具体的には・・・

- ① 冷やかす・からかい・悪口や脅し・悪口
- ② 仲間外れ・集団による無視
- ③ 軽くぶつかられる・たたかれる・蹴られる
- ④ 酷くぶつかられる・たたかれる・蹴られる
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる・させられる
- ⑧ ICT 機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨ その他、人権を侵害するすべての行為

（３）いじめの特徴

- ① 「いじめ」は目に見えにくい。
- ② 「いじめ」は相談しにくい。
- ③ 「いじめ」は、いつでもどこでも、誰にでも起こりうる。
- ④ 「いじめ」の様態は、ひやかすやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様である。
- ⑤ 「いじめ」は、被害者と加害者の認識が違っていると考えるべき。
- ⑥ 「いじめ」は、人の命にかかわる大きな問題である。

（４）いじめをなくすために想像したいこと

- ① 「いじめ」をしそうになるときの、気持ちや環境を想像する。
- ② 「いじめ」をしてしまった後の、気持ちや状況を想像する。
- ③ 「いじめ」をしかけたがとどまったときの、気持ちや状況を想像する。
- ④ 「いじめ」をされたときの、気持ちやその後の生活を想像する。
- ⑤ 「いじめ」をした生徒やされた生徒の親の立場を想像する。

2 いじめへの対応

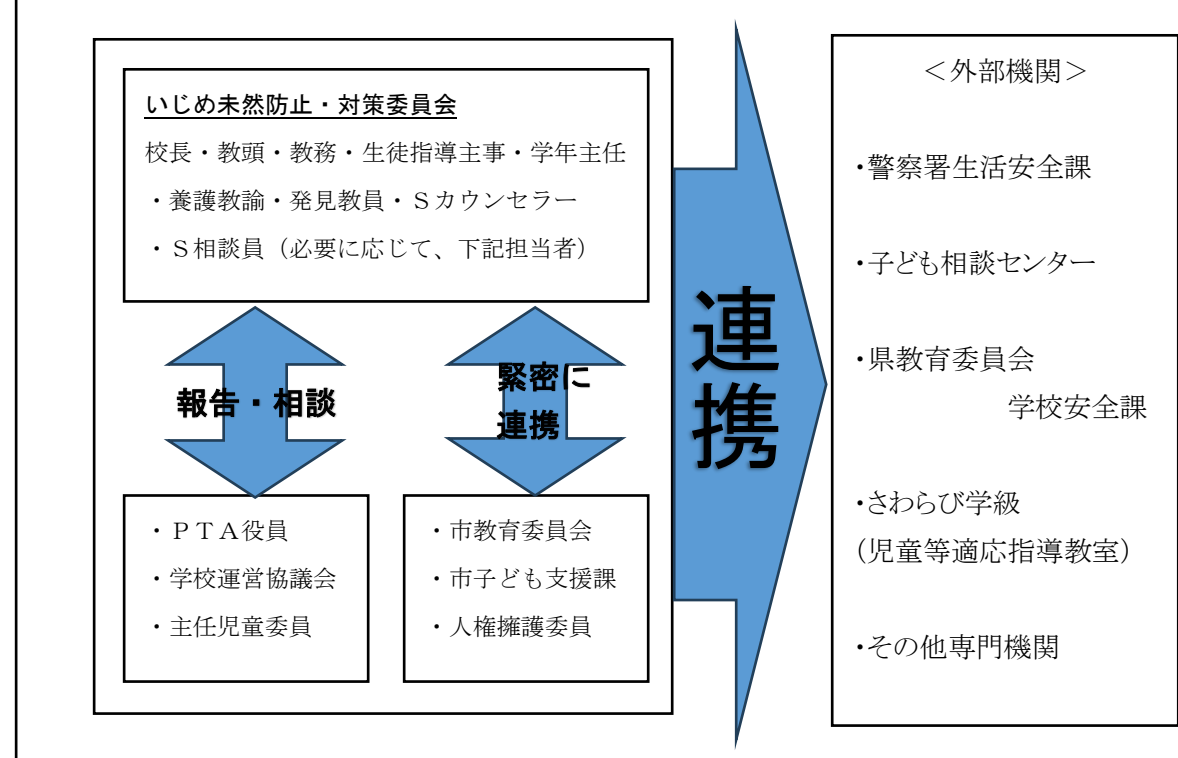
（１）「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため校内に「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。この委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中心となる役割を担う。

（２）「いじめ未然防止・対策委員会」の組織

構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（主務者）、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員とし、必要に応じて、保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者を招聘する。

いじめ事案への対応フロー



（３）「いじめ未然防止・対策委員会」の役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口業務
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒の事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ⑦ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種自体の発生防止のための取組の推進

3 具体的な取組
【本年度の重点】 ○規律ある生活を通して、自尊感情を高め、仲間とともに自分を磨き、社会に貢献できる生徒を育成する。 ○生徒一人ひとりのよさを保護者と共有する機会を増やす。
(1) いじめ防止のための取組
①いじめを許さない、見過ごさない関係づくり (ア) 学校の伝統となる価値ある活動を生徒が自主的に行えるように支援する。 (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通した道徳教育の充実。
②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進 (ア) 全教育活動を通した自他の生命を大切にすることを育てる。 (イ) 生徒が他者と関わる力（自己表現力、コミュニケーション能力）を培う。 (ウ) 人とのつながりを大切にした体験活動の充実。 (エ) 生徒の自尊感情を育み、学校生活が楽しく充実しているという実感が得られる教育活動の推進。
③いじめに対する理解を深める取組の推進 (ア) いじめ防止基本方針や情報モラルに係る放送・講演会の開催。 (イ) 「いじめ防止」啓発活動、リーフレットの配布。
④保護者を対象とした取組の推進 (ア) 学級・学年通信、HPによる広報活動の推進。 (イ) 学級懇談会やPTA会合における指導方針や情報の提供。
⑤教職員の資質能力を高める取組の推進 (ア) 教職員の資質に関わる自己評価・相互評価の実施。 (イ) 校内現職研修会の実施。 (ウ) 行政等との関係機関との情報交換。
(2) 早期発見のための取組
①情報の集約と共有 (ア) いじめに係る事案については、把握した職員は速やかに管理職に報告するとともに、「いじめ未然防止・対策委員会」で情報を共有する。 (イ) 「いじめ未然防止・対策委員会」で共有された情報については、職員打ち合わせ等を通じて速やかに全職員で共有する。
②全生徒を対象とした定期的な「心の健康調査」と二者懇談の実施 (ア) 「心の健康調査（生活アンケート、いじめアンケート）」の実施。（6、9、11、2月） ※尚、アンケートは最低でも、当該生徒が卒業してから5年間は保管する。 (イ) 二者懇談の実施（5月、必要に応じて随時）
③相談体制の整備と周知 (ア) いじめ相談窓口の設置（担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも、話しやすい人に。」） (イ) いじめ相談電話など外部機関の生徒・保護者への周知と紹介 (イ) スクールカウンセラーや関係機関との情報共有

(3) 警察との連携 犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、警察署及び教育委員会等と連携して対処する。
①無理矢理衣服を脱がす。裸にする。【暴行】 ②断れば危害を加えると脅し、胸やお尻や性器を触る。【強制わいせつ】 ③断れば危害を加えると脅し、金品をたかる、お金を払わせる。【恐喝】 ④本人の裸が映った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す。【恐喝】 ⑤相手の裸の写真や動画を他の人（個人・多数）に送信する。【児童ポルノ提供】 ⑥特定の人物の名前を挙げて誹謗中傷。悪口を書き、拡散する。【名誉棄損】
(4) 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条）
【重大事態】 ①いじめにより当該子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ②いじめにより、当該子どもが相当な期間にわたり、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
発生時の対応
①被害を受けた子どもの精神的、肉体的な安心・安全を保障する。 ②「いじめ防止・対策委員会」を開き、情報を収集する。 ③学校は重大事態が発生した旨を、多治見市教育委員会に速やかに報告する。 ④多治見市教育委員会が、当該事案に対処する組織「多治見市学校いじめ問題調査委員会」を設置する。 ⑤「多治見市学校いじめ問題調査委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。 ⑥学校は、教育委員会からの助言を受け、いじめを受けた生徒・保護者に情報提供し、いじめた生徒に対して保護者と協力して適切な指導やカウンセリングを行う。 ⑦学校は、カウンセラーと協力して、生徒、保護者に対して心のケアを行う。
※この「平和中学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページに掲載するとともに、PTA総会及び、全校集会において説明するものとします。 令和6年3月改定
心配なことは、ご家族だけで悩まず、遠慮なく学校へご相談ください。 【平和中学校電話】0572（22）7265